

日本防犯設備協会 RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

RBSS 0004-4

LED 防犯灯認定基準

Certification Standard for Crime Prevention Light with LED

2014年（平成26年）5月7日制定

2014年（平成26年）12月3日改正

2018年（平成30年）8月8日改正

2025年（令和7年）6月1日改正



公益社団法人 日本防犯設備協会

LED 防犯灯認定基準の要点

本認定基準においては、生活道路における夜間の安全・安心に寄与するために、最低限必要とされる機能・性能について、その基準を定めた。

「5要求事項」では、共通機能（必須事項）として防犯機能・性能に関わる事項を規定している。これらの内容は、一般社団法人日本照明工業会の指針である「ガイド A137-3 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針 第2版」における「性能要求事項」をそのまま取り入れたものである^(注)。共通機能（必須事項）における要求事項の目的は下記のとおりである。

(1) 固有エネルギー消費効率

エネルギーの消費を抑えるための最低限の値を規定した。

(2) 器具光束

器具光束は照明器具の基本性能であるため、その定格値に対する許容差を規定した。

(3) 光源色

表示された光源の色温度に関し、その許容差を示した。

(4) 演色性

防犯灯として最低限必要と思われる平均演色評価数 Ra を規定した。

(5) 設置間隔性能

SES E1901 「防犯灯の照度基準」解説におけるクラス B⁺を満たすための各入力容量別の設置間隔の最低限のランクを規定した。

(6) 上方光束比

光害への配慮のため、また無駄な光を放出しないために規定した。

(7) 自動点滅機能

夕方の点灯、そして朝方の消灯に大きなばらつきが出ないよう点灯及び消灯照度を規定した。

(8) メディアン光束維持時間

10 年の使用を想定し、定格メディアン光束維持時間 40 000 時間以上であることを規定した。

(9) 耐久性

LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の耐久性について規定した。

(10) 耐サージ性能

雷害からの故障を極力抑えるために、その耐量を規定した。

(11) 安全性

電柱などに取り付けた場合、昇柱作業者が誤って足をのせても極力破損しないよう取付部の強度を規定した。また、日本における環境を想定し、最低限必要な IP 性能を規定した。

(12) 高調波

照明機器の入力電流の高調波について規定した。

(13) 部品

LED モジュール用制御装置の性能について規定した。

【認定基準体系について】

RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）のなかの LED 防犯灯認定基準体系は、以下のように認定基準（本編）と別冊で構成されている。

(1) RBSS 0004-4 (LED 防犯灯認定基準)

(2) RBSS 0004-10 (LED 防犯灯認定基準 別冊)

(注) 「ガイド A137-3 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針 第2版」は、本認定基準検討開始と同時に(一社)日本照明工業会で検討が開始されたものであり、指針作成には本認定基準作成 WG メンバーも参画した。市場の混乱を避けるため性能基準を一本化する必要があるので、本認定基準では(一社)日本照明工業会の「ガイド A137-3 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針第2版」をそのまま引用することとした。

目 次

LED 防犯灯認定基準の要点

1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 標準構成	3
4 申請書類・技術報告書の提出について	4
5 要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）	5
5.1 要求事項	5
5.2 性能項目	5
5.3 性能項目に対する要求事項	5
6 表示	10
6.1 本体表示	10
6.2 説明書などの表示事項	10
関連規格	12

LED 防犯灯認定基準

Certification Standard for Crime Prevention Light with LED

1 適用範囲

この認定基準は、**SES E 0001** (防犯に関する用語) に規定している防犯灯（主に生活道路、公園、駐車場等の屋外に設置されるもので、防犯と歩行の安全を確保するために用いられる屋外照明器具）のうち、その光源が白色系 LED を使用するもので、生活道路に設置される LED モジュール及び LED モジュール用制御装置を内蔵する防犯灯について規定する。

注記 ただし下記のものは対象外とする。

- 1) 口金を有するもの
- 2) 制御装置非内蔵のもの
- 3) センサ付ライト

対象外とした理由：

1)及び 2) は、性能に影響を及ぼす部品が交換可能である場合、性能／品質保証が困難になるため。3)は、生活道路向けに使用されていないため。

2 用語及び定義

この認定基準で用いる主な用語及び定義は、**SES E 0001** (防犯に関する用語) によるほか、次による。

2.1 LED モジュール

LED モジュールとは、一つの光源として扱えるよう、1 個以上の LED チップをプリント配線板などに平面的又は立体的に配列して、機械的、電気・電子的、及び光学的構造部品を含む多数の要素で光源とするユニット又はその集合体のことをいう。

注記 1 LED モジュールは、LED パッケージをアレイ状又はクラスタ状に配列したものを含む。

注記 2 LED モジュールは、点灯装置を含むものと含まないものとがある。

2.2 LED モジュール用制御装置

LED モジュール用制御装置とは、上記 LED モジュールと組み合せて動作させる直流 250V 以下、及び 50Hz 又は 60Hz の交流 1000V 以下の電気制御装置として、定電圧又は定電流などを供給するように設計された装置をいう。

2.3 自動点滅機能

自動点滅機能とは、LED 防犯灯の周囲の環境がある一定の照度以下になったとき LED 防犯灯を自動点灯させ、またある一定の照度以上になったときに自動消灯させる機能をいう。

2.4 固有エネルギー消費効率

固有エネルギー消費効率とは、定格消費電力 1W あたりどのくらいの明るさ (光束 : ルーメン lm) を

出せるかを示す数値であり、この数値が高いほど省エネ効果の高い器具であると言える。

$$\text{固有エネルギー消費効率 (lm/W)} = \text{定格器具光束 (lm)} / \text{定格消費電力 (W)}$$

2.5 器具光束

器具光束とは、照明器具から全ての方向に放射される光の量。

2.6 光源色

光源色とは、照明器具から発する光の色で、発光しているように知覚される色をいう。

2.7 演色性

演色性とは、照明器具によって照らした時、その物体の色の見え方を決める光源の性質のことをいう。

2.8 設置間隔性能

設置間隔性能とは、(公社)日本防犯設備協会技術標準 **SES E 1901 (防犯灯の照度基準)** 解説のクラス B⁺の照度基準を満足するための LED 防犯灯の設置間隔をいう。

2.9 上方光束比

上方光束とは、照明器具から照射される光束のうち、水平よりも上方に向かう光束のことで、器具光束に対する上方光束の比率を上方光束比という。

3 標準構成（申請対象のシステム構成例）

RBSS 機器認定申請において、申請機器構成と組合せ構成品、動作概要の説明を下記要領で記載し提出すること。

3.1 申請機器の標準構成

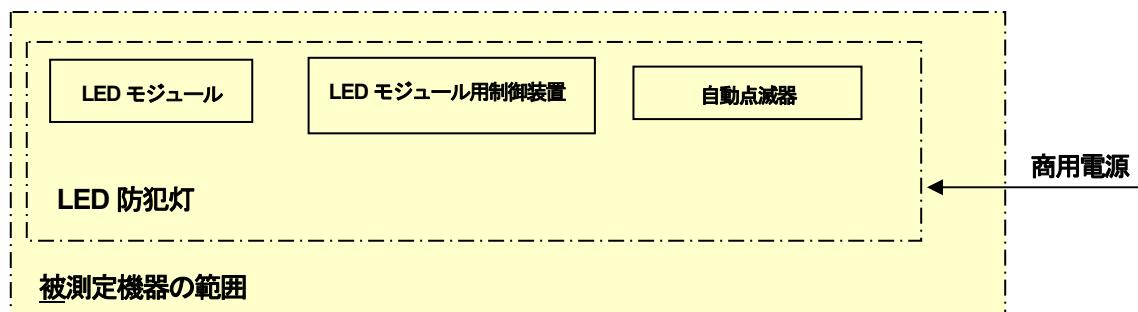
申請する LED 防犯灯の標準構成は、代表例を申請の対象範囲が明確に判るように、下記の記載例を参考に記述すること。

LED 防犯灯の標準構成の種類は、自動点滅機能を有するもの、自動点滅機能を有しないもの、の 2 種類に区分される。

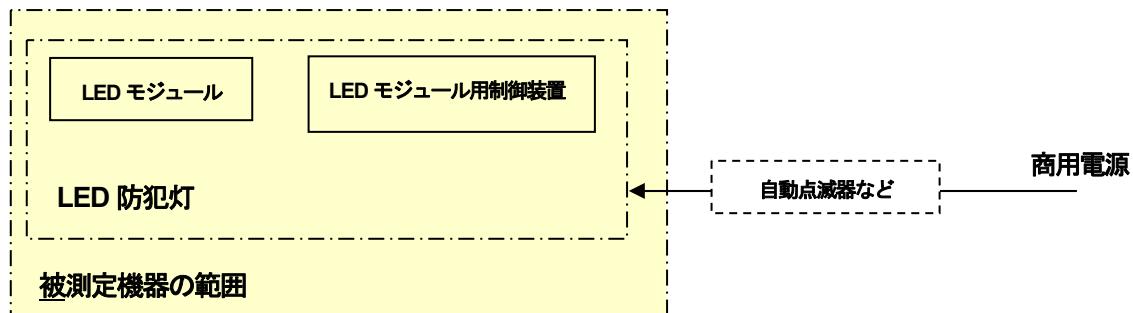
3.1.1 標準構成

LED 防犯灯の標準構成における代表例

3.1.2 自動点滅機能を有するもの



3.1.3 自動点滅機能を有しないもの



3.2 用語の意味

用語	概略説明
被測定機器の範囲	LED モジュール、LED モジュール用制御装置、自動点滅器が被測定機器の範囲となる。また、自動点滅機能を有しないものについては、当該部分が除かれた状態が被測定機器の範囲となる。

4 申請書類・技術報告書の提出について

優良防犯機器の各種申請において、申請書類一式を技術報告書として下記要領で提出することを原則とする。

LED 防犯灯を申請する場合に提出が必要なものである。

No.	項目	ファイル		備考
		正本	副本	
1	申請書等			機器認定に関する申請書の代表例を示す。その他、事業者資格審査等は申請書類作成要領に基づくこと。
1.1	優良防犯機器認定申請書	1	1	(申請) 新規、OEM、変更、更新等
1.2	同一性証明書	1	1	OEM 申請時に提出すること。
2	技術報告書 及び関連資料 ⁽¹⁾			
2.1	取扱説明書等	1	1	製品カタログ、製品仕様書、外観図、施工要領書等を含むこと。ドラフト版で可とする。 総合カタログがある場合は正本のみ添付すること。
2.2	技術報告書	1	1	認定基準の技術報告書様式に基づき提出すること。
2.3	技術解説等	1	1	認定基準の技術報告書で補足解説が必要な項目について A4 版書類または CD-R 等で提出すること。
3	CD-R	1	—	光度値データ (IES 形式)
4	実用動作サンプル	—	—	主要な型式の申請時、動作確認が出来る最小限の組合せシステムを準備すること。 審査会議又は判定会議終了後に返却予定

ファイル形式 : A4 縦 (目次のインデックスを付与すること)

注⁽¹⁾ 2.1~2.3 項は、OEM、変更、更新等の申請において、特に、防犯機能・防犯性能に係る内容に変更がある場合に提出することを原則とする。

5 要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）

5.1 要求事項

要求事項は、共通機能（必須事項）として防犯機能・防犯性能に係る事項を規定している。

RBSS の LED 防犯灯認定基準においては、（一社）日本照明工業会との協議にもとづき、「一般社団法人日本照明工業会 ガイド A137-3 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針（第2版）3 性能要求指針」（以下性能要求指針）をそのまま引用している。

RBSS の「要求基準と要求基準を満足する内容、判定内容」も性能要求指針の記載事項に含まれており、その条件での技術報告書の提出を求めている。

注記 記述内容が不明の場合には、詳細な報告書の再提出を依頼することもある。

5.2 性能項目

性能項目は、性能要求指針の以下の項目である。

- a) 固有エネルギー消費効率
- b) 器具光束
- c) 光源色
- d) 演色性
- e) 設置間隔性能
- f) 上方光束比
- g) 自動点滅機能
- h) メディアン光束維持時間
- i) 耐久性
- j) 耐サージ性能
- k) 安全性
- l) 高調波
- m) 部品

5.3 性能項目に対する要求事項

性能要求指針の内、RBSS の要求基準と要求基準を満足する内容の部分は以下のとおりである。なお項番が抜けているのは、性能要求指針を項番ごと引用しているためである（例 5.3.8 の b））。

また、試験（測定）方法及び試験サンプル数などの RBSS の判定内容の部分は別冊の技術報告書に記載している。

5.3.1 固有エネルギー消費効率

- a) LED 照明器具の固有エネルギー消費効率の定格値（LED 照明器具の器具光束の定格値を、定格消費電力で除した値）は、相関色温度 3800 K 以上は、100 lm/W 以上、相関色温度 3800 K 未満は、80 lm/W 以上であって、測定値は、定格値の 90 % 以上でなければならない。
- b) 試験方法は、JIS C 8105-3 の E.5.3（固有エネルギー消費効率）、測定条件は、JIS C 8105-3 の附属書 F（LED 照明器具の特性測定方法）による。

なお、JIS C 8105-3 の B.2（通常の動作状態における照明器具消費電力の測定）に、“照明器具の電気特性の測定は、配光測定試験中に行なうことが望ましい。”との記載があるので、防犯灯の皮相電力の

確認に使う入力電流の測定も、配光測定と同時に行うことが望ましい。

- c) 試験サンプル数は、1個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

注記1 JIS Z 9112 では、光源色の白色と温白色との境界が相関色温度 3800 K に対応している。

注記2 光源色（色度座標）の色度偏差（d uv）が JIS Z 9112 の規定する昼光色～電球色の範囲を逸脱する場合は、省エネ法でいう特定エネルギー消費機器には該当しないが、このガイドでは相関色温度に対応して固有エネルギー消費効率を規定している。

5.3.2 器具光束

- a) 器具光束を表示する場合、測定値は、定格値の 90 %以上でなければならない。
- b) 試験方法は、JIS C 8105-3 の E.5.1 (器具光束)、測定条件は、JIS C 8105-3 の附属書 F (LED 照明器具の特性測定方法) による。
- c) 試験サンプル数は、1個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.3 光源色

- a) 光源色の相関色温度は、1500 K～10000 K の範囲であって、測定値の表示値との差異は、JIS Z 9112 の A.3 (相関色温度の許容幅) に規定する式で計算した ΔT の範囲になければならない。
- b) 光源色の相関色温度 T は、JIS C 8155 の附属書 A (LED モジュール特性の測定方法) によって、LED モジュールを測定する。
- c) 試験サンプル数は、1個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.4 演色性

- a) 演色性は、平均演色評価数 R_a が 65 以上であって、初期の測定値は表示値から 3 を減じた値以上でなければならない。
注記 特殊演色評価数 R_g は規定しない。
- b) 試験方法は、JIS C 8155 の附属書 A (LED モジュール特性の測定方法) によって、LED モジュールを測定する。
- c) 試験サンプル数は、1個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.5 設置間隔性能及び照度基準

- a) 電力会社申請入力容量ごとの（公社）日本防犯設備協会技術標準 SES E 1901-4:2015 (防犯灯の照度基準) の解説に記載の設置間隔性能は、次の表に示す値を満足しなければならない。ただし、照度基準のクラスは B⁺を適用する。

電力会社申請入力容量	クラス B ⁺ の設置間隔	注 従来光源との対比表記・呼び名
10VA 以下	12m 以上	ランク SS 以上
20VA 以下	17m 以上	ランク S 以上
40VA 以下	22m 以上	ランク M 以上

- b) 試験方法は、JIS C 8105-5 によって測定した光度値を使い、SES E 1901-4:2015 の解説に記載の条件で設置間隔を算出する。
- c) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.6 上方光束比

- a) 上方光束比は、照明器具を水平に設置したとき、5%以下 でなければならない。
- b) 試験方法は、JIS C 8105-3 の E.5.2 (配光特性、最大光度値及びビーム角又はビームの開き) によって求めた光度値を使い、上方光束比を算出する。測定条件は、JIS C 8105-3 の附属書 F (LED 照明器具の特性測定方法) による。
- c) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.7 自動点滅機能

- a) 自動点滅機能を備える照明器具は、5 lx～100 lx にて点灯し、点灯照度の 5 倍以下にて消灯しなければならない。
- b) 自動点滅機能の試験は、JIS C 8369 の 8.5 (点滅動作試験) による。
- c) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.8 メディアン光束維持時間

- a) LED モジュールの定格メディアン光束維持時間は、40 000 時間以上であり、LED 照明器具の定格メディアン光束維持時間 L_x の 1/4 の点灯時間における光束維持率が 91.5%以上でなければならない。
- b) LED モジュールの光束維持率試験は、B.4 (LED モジュールの光束維持率試験) による。また、この試験データを照明器具内で点灯している LED モジュールの光束維持率データとして使うために、照明器具及び LED モジュールの温度について、B.2 (照明器具及び LED モジュールの性能に関する温度条件) に規定する温度を提示し、その値は、B.3 (点灯している照明器具内の LED モジュールの温度) の条件に適合しなければならない。
- c) B.4 の b) に適合する場合、合格とする。

5.3.9 耐久性

- a) 照明器具は、JIS C 8105-1⁽¹⁾の 12.3 (耐久性試験) に適合しなければならない。
試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが要求に適合する場合、合格とする。
ただし、附属書 E (高品質 LED 照明器具の耐久性試験の区分) によって、同一区分の基準製品の試験データを使っててもよい。
- b) LED モジュールは、JIS C 8105-3⁽²⁾の E.7.3 (耐久性評価) に適合しなければならない。
試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが要求に適合する場合、合格とする。
- c) LED モジュール用制御装置は、D.2(LED 制御装置の耐久性試験判定基準)⁽³⁾ に適合しなければならない。
試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが要求に適合する場合、合格とする。

ただし、D.3 (LED 制御装置の耐久性試験の区分による試験の低減)⁽³⁾ によって、同一区分の基準製品の試験データを使ってよい。

5.3.10 耐サージ性能

- a) 耐サージ性能は、JIS C 61000-4-5⁽⁴⁾に基づいて試験を行い、次に示すサージ試験電圧に耐えなければならない。

試験電圧印加箇所	試験電圧（レベルX）
ライン・ライン間	2 kV
ライン・接地間	15 kV

ただし、試験は、交流電源波形の 90 度の位相角に正極性パルスを 5 回、270 度の位相角に負極性パルスを 5 回、印加する。

- b) 試験の合否判定は、試験中及び試験後、光度のいかなる変化も許容され、LED が消灯してもよいが、試験後 30 分以内に、全ての機能が正常状態に復帰しなければならない。必要であれば、一時的な電源の遮断、(光) 制御動作のいずれか又は両方を行う。
- c) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)及び b)に適合する場合、合格とする。

5.3.11 安全性

- a) 照明器具の安全性は、電気用品の技術の基準上の基準を定める省令に適合しなければならない。
- b) 固形物及び水気の侵入に対する保護性能は、JIS C 8105-1 に規定する IP23 以上でなければならない。
- c) 取付部の機械的強度は、取付部から 100mm の距離の箇所に、1 030N の荷重を 1 分間印加し、安全を損なう変形があつてはならない。ただし、取付部からの突出が 100mm 以下の照明器具は、照明器具の先端に荷重を印加する。
- d) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)～c)に適合する場合、合格とする。

5.3.12 高調波

- a) 照明器具の入力電流の高調波は、JIS C 61000-3-2⁽⁵⁾ に適合しなければならない。

注記 LED 制御装置が JIS C 61000-3-2 に適合している場合は、照明器具は要求事項を満足しているとみなす旨が JIS C 61000-3-2 の付属書 B.5.3 (照明器具) に規定されている。

- b) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a)に適合する場合、合格とする。

5.3.13 部品

- a) LED モジュール用制御装置の性能

- 1) LED モジュール用制御装置の t_c (定格最高温度) を規定するもの

LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153⁽⁶⁾ に適合しなければならない。

- 2) LED モジュール用制御装置の t_c (定格最高温度) を規定しないもの

LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153 の箇条 8 (全回路消費電力)、JIS C 8153 の箇条 9 (回路力率) 及び JIS C 8153 の箇条 10 (入力電流) に適合しなければな

らない。

注記 **tc** (定格最高温度) を規定しないものについては、D.2 の注記を参照。

- b) 試験サンプル数は、1 個以上とし、全てが a) に適合する場合、合格とする。

注記：以下に性能要求指針で関係するページなどを紹介する。

注⁽¹⁾ **JIS C 8105-1** は、照明器具—第1部：安全性要求事項通則、である。

注⁽²⁾ **JIS C 8105-3** は、照明器具—第3部：性能要求事項、である。

注⁽³⁾ **D.2 (LED 制御装置の耐久性試験判定基準)** は、性能要求指針の附属書 D 高品質

LED 照明器具に用いる LED 制御装置の耐久性試験（規定）に記載されている。

D.3 (LED 制御装置の耐久性試験の区分による試験の低減) は、性能要求指針の附属書 D

高品質 LED 照明器具に用いる LED 制御装置の耐久性試験（規定）に記載されている。

注⁽⁴⁾ **JIS C 61000-4-5** は、電磁両立性—第4—5部：試験及び測定技術—第5節：サービシティ試験、である。

注⁽⁵⁾ **JIS C 61000-3-2** は、電磁両立性—第3—2部：限度値—高周波電流発生限度値（一相当たりの入力電流が 20A 以下の機器）、である。

注⁽⁶⁾ **JIS C 8153** は、LED モジュール用制御装置—性能要求事項、である。

6 表示

表示については、技術報告書や添付資料により下記の内容であることを申告すること。

6.1 本体表示

本体には、表1の「○」については必須として表示すること。

表1 本体表示事項の該当一覧表

項目	本体表示事項	備考
(1) 電気用品安全法に規定する項目		
(a) PSE マーク	○	
(b) 製造事業者名又はその略称	○	
(c) 定格電圧	○	
(d) 定格消費電力	○	
(e) 定格周波数	○	
(f) 屋外用の旨	○	
(2) JIS C 8105 に規定する項目のうち 以下のもの		
(a) 製造年又はその略号	○	
(b) 製造業者の形番	○	
(c) 定格最高周囲温度	○	
(d) IP コード	○	
(e) 入力電流	○	記載が望ましい
(3) 電力会社申請入力容量	○	
(4) RBSS マーク	○	

6.2 説明書などの表示事項

取扱説明書・取付説明書、カタログ・パッケージなどへの表示事項は、表2の「○」については必須として記載すること。

注記 申請時のカタログや取扱説明書については、免責事項やRBSS ロゴ・デザインを記載したカタログやホームページデザインなどのドラフト案あるいはカタログやホームページデザインにシールなどを張り付けたものでも可（コピー可）とする（RBSS 認定の合格通知がなされた後には、正式版を提出すること）。

表2 説明書などの表示事項の該当一覧表

項目	取扱説明書などへの表示事項 ⁽¹⁾	カタログ・ホームページなどへの表示事項	備考
(1) 品名・品番	○	○	

(2) 各部名称	○	—	
(3) 機能、主な仕様			
(a) 定格・性能など (定格電圧、定格電流又は定格消費電力、定格周波数)	○	○	
(b) 保護等級 (IP コード)	記載が望ましい	○	
(c) 使用温度範囲	○	○	
(4) 取付方法、配線方法	○	記載が望ましい	
(5) 取扱注意事項	○	—	
(6) 保守・点検方法	記載が望ましい	—	
(7) 不具合などのトラブルに対する対策法	記載が望ましい	—	トラブルシューティングなど
(8) 免責事項 ⁽²⁾	—	○	
(9) 問合せ窓口 ⁽³⁾	○	○	
(10) RBSS マークについて	—	○ ⁽⁴⁾	

注 ⁽¹⁾	購入後に情報提供される書類
注 ⁽²⁾	免責事項の例：RBSS 機器認定の適合商品について (カタログなどに記載する例) 【本製品は、犯罪抑止等を意図して製作された商品ですが、犯罪の防止・安全を完全に保証するものではありません。万一被害など発生致しましても、当社は責任を負いかねますのでご了承下さい。】
注 ⁽³⁾	住所、部署名、電話、FAX、受付時間など
注 ⁽⁴⁾	RBSS マークは、カタログの品番の周辺に表示を必ず行うこと。 さらに RBSS マークの説明、注 ⁽²⁾ で示した RBSS 認定品に関する免責事項、を任意のページの一ヶ所に必ず表示することを原則とする (但し、HP については、当面“記載が望ましい”範囲として取扱う)。

関連規格：電気用品安全法

一般社団法人 日本照明工業会 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針（第2版）

SES E 0001 防犯に関する用語

SES E 0004-5 (環境試験規格) : 2020

SES E 1901-4 : 2015 (防犯灯の照度基準)

JIS C 8105-1 : 2021 照明器具—第1部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-3: 2024 照明器具-第3部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5: 照明器具—第5部:配光測定方法

JIS C 8152-3 : 照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法

JIS C 8153: LED モジュール用制御装置—性能要求事項

JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール—性能要求事項

JIS C 8369 光電式自動点滅器

JIS C 61000-3-2 : 電磁両立性—第3—2部：限度値—高周波電流発生限度値（一相当たりの入力電流が 20A 以下の機器）

JIS C 61000-4-5 : 電磁両立性—第4—5部：試験及び測定技術—第5節：サーボイミュニティ試験

JIS Z 9112 蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分

注記 RBSS 認定基準書作成 WG の構成委員は割愛する。

【改訂履歴】 改正・追加・訂正・削除などの履歴

(3)2025.6.1 改正（一般社団法人日本照明工業会の指針である「ガイド A137-3 高品質 LED 防犯灯の性能要求指針 第2版」制定に伴う変更）

(2) 2018.8.8 改正

【認定基準体系について】

変更前:RBSS 0004-1(LED 防犯灯認定基準)、RBSS 0004-1(LED 防犯灯認定基準 別冊)

変更後:RBSS 0004-3(LED 防犯灯認定基準)、RBSS 0004-8(LED 防犯灯認定基準 別冊)

4 申請書類・技術報告書の提出について

表1の内容を変更:

・申請書ファイル(申請事業者控え)の欄の削除。

・申請書ファイル(正本・副本)数の変更:

変更前:正本1、副本2

変更後:正本1、副本1

・項目 2.1 備考欄の追記:

追記内容:総合カタログがある場合は正本のみ添付すること。

・項目 4 項目名の変更:

変更前:CD-R(申請書類一式)

変更後:CD-R

・項目 4 備考欄の変更。

変更前:認定取得後の最終修正の反映版を PDF 形式の電子データとして提出すること。

変更後:光度値データ(IES 形式)

(1)2014. 12.3 改正

・誤記訂正

6.2. 説明書などの表示事項 : (8)免責事項に⁽²⁾を追加し、備考欄「防犯事項⁽²⁾について」を削除。

RBSS 0004-4

LED 防犯灯認定基準

発 行 2025 年 (令和 7 年) 6 月

編 集 公益社団法人 日本防犯設備協会

RBSS 委員会 (優良防犯機器委員会)

この基準は、著作権法で保護対象となっている著作物です。本書に記載の内容を転載される場合は、事前に(公社)日本防犯設備協会の承諾を得てください。

この基準についての意見又は質問は、(公社)日本防犯設備協会 RBSS 担当にご連絡ください。

発行所 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町 1-12-4 (第 2 長谷川ビル)

TEL:03-3431-7301 FAX:03-3431-7304 E-mail : info@ssaj.or.jp